

改正

平成21年 4 月 1 日告示第34号

平成22年 5 月27日告示第42号

平成24年 3 月31日告示第19号

平成27年 3 月27日告示第16号

平成30年 4 月 1 日告示第38号

平成31年 3 月29日告示第19号

令和 3 年 2 月22日告示第13号

令和 6 年 3 月28日告示第20号

八幡市障害者移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の自立及び社会参加の促進を図るため実施する障害者移動支援事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 事業の内容は、障害者が社会生活上必要不可欠な外出又は社会参加のための外出(通勤、営業活動等に係る外出、通年かつ長期に渡る外出及び社会通念上適当でない外出を除く。)をする際、その移動を支援するサービス(以下「サービス」という。)を提供するものとする。

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、次の各号のいずれか該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が1級又は2級に該当する視覚障害者(児)
- (2) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が1級若しくは2級に該当する両上肢及び両下肢の機能の障害を有する全身性障害者(児)又はこれに準ずる重度肢体障害者(児)(以下「全身性障害者等」という。)
- (3) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が1級から3級までのいずれかに該当する下肢、体幹、心臓又は呼吸器の機能の障害を有する車いす常用者
- (4) 療育手帳の交付に関する規則(平成12年京都府規則第10号)の規定による療育手帳の交付

を受けている知的障害者（児）

（５） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者（児）

（６） 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者
（サービスの申請）

第４条 サービスを受けようとする障害者又は障害者の保護者（以下「申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。

（サービス提供の決定）

第５条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえサービスを提供することの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

２ 市長は、サービスを提供することを決定したときは、申請者に地域生活支援事業サービス利用カード（以下「サービス利用カード」という。）を交付するものとする。

（サービス提供の委託）

第６条 サービスの提供は、障害者移動支援事業サービス事業所登録を行った事業者（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

（利用の方法）

第７条 サービスの提供の決定を受けた者がサービスを利用しようとするときは、サービス利用カードを事業者に提示し、サービス利用に関する契約を締結しなければならない。

（利用者負担）

第８条 サービスを利用した者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者及び市民税非課税世帯に属する者を除く。）は、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令第523号）に基づき市長が定めるサービス提供に要する費用の額の100分の10に相当する額を負担し、事業者に支払わなければならない。

２ 事業を利用した者は、移動に伴う交通費、入場料等の諸経費について、実費を負担しなければならない。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

１ この要綱は、平成18年10月１日から施行する。

- 2 平成21年4月1日から令和9年3月31日までの間のサービスの提供に係る第8条の適用については、同条中「100分の10」とあるのは「100分の2.5」とする。

附 則（平成21年4月1日告示第34号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月27日告示第42号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行し、改正後の八幡市障害者移動支援事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成22年4月1日から平成22年5月31日の間にサービスを利用した者で、改正前の八幡市障害者移動支援事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき利用者負担としてサービス提供に要する費用を事業者を支払った市民税非課税世帯に属するものについては、当該負担した額を市が還付するものとする。

附 則（平成24年3月31日告示第19号）

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則（平成27年3月27日告示第16号）

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第38号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第19号）

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

附 則（令和3年2月22日告示第13号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日告示第20号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。